

「いいとこ取り」を防がなければ、全量委託されている指定団体が需給調整する構図になり、生産者間の不公平が生じる

日本共産党国会議員団
北海道事務所二ユース

No.94
2017年
6月14日

札幌市東区北12条東2丁目3-2
TEL 011(750)6677
FAX 011(750)6678
Eメール jophkd@jophkdbi.gr.jp

島山和也議員が反対質疑 生乳流通の規制緩和は需給の安定を損なう 英国ミルクマーケティンングボード解体と同じ道を 繰り返すな

衆院農林水産委員会は5月25日、乳価交渉に当たる指定生乳生産者団体(指定団体)に新規事業者の参入を認める畜産経営安定化法等改定案を自民、公明、維新の賛成多数で可決しました。日本共産党と民進党は反対しました。改定案は、酪農家の部分委託(生乳販売を指定団体に委託しつつ、一部を自ら販売・加工すること)の上限を撤廃します。普段は指定団体に委託せず、飲用向けが売れない時期だけ委託する「いいとこ取り」が懸念されています。採決に先立ち日本共産党の**島山和也議員**は、「『いいとこ取り』を防がなければ生産者から全量委託されている指定団体が需給調整を引き受ける構図になる」と指摘。「生産者間の不公平を生みだし、需給の安定が損なわれる」と述べました。**島山議員**は、生乳の一元集荷・販売を廃止し酪農が危機的状況に陥った英国のミルクマーケティンングボードの政策部長が「日本は同じ過ちを繰り返してはならない」と述べていることも紹介し、改定案の撤回を求めました。質疑の中心点を紹介します。(詳細は「議事速報」をご覧ください。)

「いいとこ取り」を省令で防ぐと言うが、本当に防げるのか疑問。需給が崩れ、不公平が生じる

島山議員「部分委託の日量3トンの上限が撤廃されることで、特色ある牛乳や自家加工とかも含めて撤廃されるということです。高くなる委託外の飲用向け販売に生産者が集中することもあり得る、いわゆるいいとこ取りの可能性も指摘されている。省令等で防ぐと説明されてきたが疑問です。季節変動、売れ残り、これらの取引をどう判断するのか、参考人質疑でも疑問が出ています。そもそも需給が崩れることが一番の心配です。いいとこ取りを防がないと、指定団体に全量出荷している生産者の方が結局は需給調整を引き受ける構図になります。それでは不公平が生じます。どのように書き込むのですか」
枝元真徹農水省生産局長「季節変動を超えて委託、買取申し出の数量が変動する取引、年末年始のみに指定業者に委託する短期取引のような場合、特定の用途仕向けへの販売を条件とする場合、生乳の品質が特定事業者の統一基準を満たさない場合、売れ残った生乳取引を求められる場合に拒否できることとしたいと考えています」



質問する島山議員
=5月25日、衆院農水委
(写真はしんぶん赤旗提供)

法案に需給の安定が盛り込まれても、実効性の担保がない。調整の偏りと不公平を生まない措置をとるべき

島山議員「需給の安定が課題です。新たに参入する事業者は、多分に飲用主体の販売が予想され、飲用向けの競争が激しくなる可能性があります。新しい事業者が大手資本に囲い込まれるなどの場合はさらに激しくなるおそれがあります。片方の事業者に飲用向けが偏れば、もう一方が加工用の団体として調整せざるを得ません。そういう偏りが出ないように、用途別の比率を入れる必要があるのではないか。北海道では、飲用2割、乳製品8割です。同じような形で比率をそれぞれにしていけないと、とても公平な環境とは言えないし、先ほど述べたような事態を防ぐことができなないのでないか」**大野高志生産局畜産部長**「一律の乳製品への仕向け比率を設定する必要はないと考えます」
島山議員「それではバランスが取れなくなる。北海道の例も出したが、季節変動も、地域ごとにも様々な特徴があり、それを踏まえるべきであることを改めて指摘しておきます。中央酪農会議のレポートによるとイギリスに視察団を送って、ミルクマーケティンングボード解体の聞き取りをしています。政策部長のピーター・ドーンソン氏は、ミルクサプライチェーンが不安定になったとして、多くの英国の乳業者は外国資本の乳業者に市場を明け渡したと述べ、620頭を搾乳している酪農家の方は、飲用市場への出荷志向が強まり小売業からの影響を強く受けるようになった、日本は英国と同じ過ちを繰り返してはならないとまで述べています。国がやるべきことは、安定的な食糧生産と供給です。ミルクマーケティンングボード解体は、反面教師としてそのことを教えています」「大もとの方向性から転換すべきであることを強調し、質問を終わります」